2024年（令和６年）１月25日（木）第183号

建設職能新聞

一般社団法人
東京建設職能組合連合会
〒162-0843 東京都新宿区市谷田町2ー26
TEL 03(3268)6343 FAX 03(3260)1045
http://www.kenshoku.or.jp
メール：info@kenshoku.or.jp

主な記事

１面・年頭のご挨拶
２面・渡辺会長逝去
３面・年頭所感 ～年男より～
４面・国保だより

知事年頭所感

東京都知事
小池 百合子

東京都知事の小池百合子です。

新年早々、能登半島地震、羽田空港での事故と、大きな災害が相次いでおります。亡くなられた方のご冥福を心からお祈りするとともに、被害に遭われた方々にお見舞い申し上げます。

災害はいつ起こってもおかしくありません。日頃からの備えと地域の力が、困難を乗り越える上での何よりの支えとなります。

そして、明るい未来への原動力となるのが、「人」が生み出す活力です。子供や子育てを全力でサポートすることはもとより、女性や高齢者、障がいのある方々、誰もが自己実現を追求できるよう応援します。

「人」の多種多彩な技術や発想は、イノベーションの種となります。いよいよ5月から本格的に動き出す「Tokyo Innovation Base」（有楽町）を核にして、そうした種を次々と花開かせる新たなエコシステムを生み出してまいります。東京の強みや可能性を国内外に発信するイベント「Sus-Hi Tech Tokyo 2024」の開催も控えています。サステナブルとテクノロジーを掛け合わせ都市の変革に挑む東京のダイナミズムを多くの方々に体感していただきたいと思います。

気候危機が深刻化する今、都市活動も、地球環境と両立した持続可能なものでなければなりません。水素や太陽光など再生可能エネルギーの活用で世界を先導したいと思います。さらに、緑をまもり、増やし、つなぐ「東京グリーンビズ」の下、都民の皆様と共に、「暮らし」と「潤い」を大切にしたまちづくりを推し進めます。

「創造力」が試される一年の始まりです。東京だからこそできること、東京でなければできないことを考え抜き、さらなる高みへと成長を続ける都市を創り上げてまいります。

新しい年が、皆様にとって実り多い一年となりますよう、心からお祈り申し上げます。

令和六年　元日

年頭ご挨拶

（一社）東京建設職能組合連合会 顧問
自由民主党 東京都支部連合会
会長代行
参議院議員
丸川 珠代

新春を迎え、謹んで新年のご挨拶を申し上げます。

一般社団法人東京建設職能組合連合会の皆様におかれましては、幸多き新春を迎えられたこととお喜び申し上げます。

建設産業は、防災・減災対策や社会インフラの老朽化対策などを担う「地域の守り手」として大きな役割を果たすとともに、地域の経済・雇用を支える我が国の基幹産業です。

一方、建設業は、近い将来、高齢者の大量離職による担い手の減少が見込まれることから、担い手の確保が喫緊の課題であるとともに、令和6年度からの罰則付き時間外労働規制の適用を見据え、実効性ある働き方改革の推進が急務となっております。

国土交通省としては、将来の担い手を確保するため、安定的かつ持続的な公共投資の確保とともに、「処遇改善」や「働き方改革」に取り組み、建設業が「給料が良く、休暇がとれ、希望が持てる」「新３Ｋ」といわれる魅力的な産業となるよう取組をより一層促進しているところです。

「処遇改善」については、公共工事設計労務単価の引き上げによる適切な賃金水準の確保や社会保険への加入徹底を進めるとともに、若い世代にキャリアパスと処遇の見通しを示し、技能と経験に応じて給料を引き上げていくため、「建設キャリアアップシステム」の普及・活用を推進しております。

「働き方改革」については、新・担い手三法の内容も踏まえ、適正工期による契約の推進や施工時期の平準化の取組を推進するとともに、ＩＣＴ活用などを通じた生産性向上の取組を推進しております。

加えて、昨年９月に中央建設業審議会・社会資本整備審議会基本問題小委員会により取りまとめられた中間取りまとめについて、制度化も含めた対応を検討していきます。

皆様には、引き続きこれらの施策に御理解、御協力をいただき、建設産業のより一層の発展に向け取組を進めていただくことを御期待申し上げます。

結びに、一般社団法人東京建設職能組合連合会の益々のご清栄を心より祈念いたしまして、新年のご挨拶とさせていただきます。

顧問弁護士による法律相談

柴田総合法律事務所
弁護士 **柴田 浩子** 先生

顧問税理士による税務相談

外崎会計事務所
税理士 **外崎 淳一** 先生

柴田顧問弁護士、外崎顧問税理士に相談を希望される方は、専用の相談票（当会ホームページよりダウンロード）に必要事項をご記入の上、お申込みください。

法務関係、税務関係についてお気軽にご相談ください。お待ちしております。

ご不明な点につきましては連合会（五十嵐・藤田）宛にご連絡ください【TEL 03-3268-6343】

蒲田建具職組合
竹中 元春

蒲田畳業組合
小林 克浩

蒲田表具襖内装組合
林 慎一郎

大田建設職能組合
長谷川利夫

蒲田建築組合
宇田川 暁（理事）

杉並建築組合
樺澤 幸夫（理事）

大田緑地組合
髙井 修一

玉川建築組合
柿戸 義朗

愛宕建築職別組合
福田 勇

大森建築組合
吉田登志夫（監事）

一般社団法人
東京表具経師内装文化協会
髙橋 晃一

東調布建築組合
宮田 邦徳

謹賀新年

～年男より～ 令和６年 年頭所感

昭和27年生 72歳

蒲田建築組合
栗田 和政 氏

新年あけましておめでとうございます。
今年から、働き方改革が始まります。
我々の様なところまで、今後どの様に
影響してくるのかわかりませんが、
皆さんと考えながら良い方向に
行ける様、仕事を考えていき、
良くなること願っております。

昭和39年生 60歳

北多摩建築組合
富山 義則 氏

新年あけましておめでとうございます
今年の４月で還暦を迎えます。
年明け早々地震や事故で不安の多い
スタートとなりましたが、健康な生活を
送りたいと思っています。
皆様におかれましても良い年に
なりますよう御祈念申し上げます。

昭和27年４月28日
サンフランシスコ平和条約が発効

辰年生まれの性格

生まれつきの勇気、粘り強さ、知性を備えた辰年生まれの人は、熱狂的で自信を持っています。また、挑戦を恐れず、行動力があるという特徴もあります。一旦、こうなりたいという強い夢や憧れを思いついたら、それに向かってひたすら邁進します。

辰年生まれの有名人

三浦友和、高島礼子、南果歩、真矢みき、木村佳乃、観月ありさ、眞島秀和、瀬戸朝香、新垣結衣、佐々木希、戸田恵梨香、東出昌大、村上宗隆、上白石萌歌、浜辺美波

こんな年でした

【昭和39年】 アジアで初開催となる東京オリンピックが開催
【昭和51年】 黒柳徹子司会のトーク番組「徹子の部屋」放送開始
【昭和63年】 消費税の導入を柱とした税制改革６法案が成立
【平成12年】 シドニーオリンピックで女子柔道の田村亮子、女子フルマラソンの高橋尚子が金メダルを獲得

渡辺 喜重 氏 （一社）東京建設職能組合連合会会長・東京建設職能国民健康保険組合理事長 逝去される

（一社）東京建設職能組合連合会会長および東京建設職能国民健康保険組合理事長の渡辺 喜重 氏（昭南建設組合所属）が令和５年12月６日、都内の病院で78歳にて永眠されました。

渡辺氏は平成20年５月に当会会長に就任し、平成24年４月には当国保組合理事長に就任され、長きにわたり地場建設業の社会的・技術的向上に貢献し、また国民健康保険事業の適正化に尽力され、加入者の福利厚生面の向上・充実に力を注ぎ、優良国民健康保険組合に発展させました。

今日に至るまで要職を長きにわたり務められた渡辺氏の功績は、この文章では書ききれないほど多大なものがあります。

生前の功績をしのび、心からご冥福をお祈り申し上げます。（文：連合会事務局・五十嵐）

《主な経歴》
（一社）東京建設職能組合連合会・会長 【平成20年５月～】
東京建設職能国民健康保険組合・理事長 【平成24年５月～】
東京都職業能力開発協会・理事 【平成21年５月～】
東京都国民健康保険団体連合会・理事 【平成24年５月～】
◆平成26年度東京都知事表彰
「東京都功労者・都市づくり功労」受賞

東京都知事表彰式にて

働き方改革のポイント

罰則付き「時間外労働時間の上限規制」
建設業は2024年４月から適用

●これまでは

・労働時間は原則１日８時間・週40時間以内。労使協定（36協定）に定める範囲で時間外労働が可能。
・時間外労働の上限は、原則１カ月45時間、１年間360時間。ただし、臨時で特別な事情があれば、年６カ月まで限度時間を超えることも可能。

●2024年４月からは

・時間外労働の上限は原則として月45時間・年360時間
・臨時的な特別の事情があって労使が合意する場合（特別条項）でも以下を守らなければならない
　▷時間外労働が年720時間以内
　▷時間外労働と休日労働の合計が月100時間未満
　▷時間外労働と休日労働の合計について「２カ月平均」「３カ月平均」「４カ月平均」「５カ月平均」「６カ月平均」が全て１月当たり80時間以内
　▷時間外労働が月45時間を超えることができるのは、年６カ月が限度
＊違反した場合、罰則（６カ月以下の懲役または30万円以下の罰金）が科せられる可能性も。

関連法の内容

①時間外労働時間に上限規制（義務）
②有給休暇の取得を義務化（義務）
③中小企業の残業60時間超割増引き上げ（義務）
④同一労働・同一賃金の実現（義務）
⑤フレックスタイム制の見直し
⑥インターバル制の普及促進（努力義務）
⑦高度プロフェッショナル制度の新設
⑧産業医の権限強化（義務）

知っておきたい 2024年１月スタート 新NISA 新制度のポイントを解説！

そもそもNISAとは・・・

NISAは、「NISA口座（非課税口座）」内で、毎年一定金額の範囲内で購入したこれらの金融商品から得られる利益が非課税になる、つまり、税金がかからなくなる制度です。
イギリスのISA（Individual Savings Account＝個人貯蓄口座）をモデルにした日本版ISAとして、NISA（ニーサ・Nippon Individual Savings Account）という愛称がついています。

POINT 01 NISA制度が恒久化し、併用が可能になる

新NISA
制度の利用期間が優長され、基本的にいつでもNISA制度を利用できるようになります。そのためロールオーバー（非課税期間が終了した際に、翌年の新たな非課税枠に移管する）という手続きが不要になります。また、つみたて投資枠と成長投資枠は同時に使えるようになります。

現行NISA
現行のつみたてNISA、一般NISAとも、2023年12月末まで新規口座を開設して買付をおこなうことができます。
また、一般NISAとつみたてNISAは併用ができないため、どちらか一方を選択しなければなりません。

	新NISA		現行NISA	
	つみたて投資枠	成長投資枠	つみたてNISA	一般NISA
口座開設期間	恒久化		2023年まで	2023年まで
制度の併用	併用可		併用不可	

NISA制度をいつでも始められるし、いつまでも利用できるようになります。
また、2つの投資枠は一緒に使えるので、どちらの枠が自分に合うか、ロールオーバーするかしないかなどで悩む必要がなくなり、よりシンプルに投資を続けられるようになります。

POINT 02 年間投資上限額が引き上げられる

新NISA
年間投資上限額が引き上げられ、「つみたて投資枠」として年間120万円、「成長投資枠」として年間240万円、合計年間360万円投資が可能となります。また、成長投資枠は投資信託を積立投資でも購入することができるようになります。

現行NISA
つみたてNISAは年間40万円、一般NISAは年間120万円となっています。

	新NISA		現行NISA	
	つみたて投資枠	成長投資枠	つみたてNISA	一般NISA
年間投資枠	120万円	240万円	40万円	120万円

年間360万円まで投資信託を購入できるようになります。さらに制度は無期限なので、「今はそこまで余裕がないな」という人は少額から、「もっと増やさせそうだな」となったら積立額を増やす、など柔軟に利用できます。

POINT 03 非課税保有期間が無期限化される

新NISA
非課税保有期間が無期限になります。

現行NISA
つみたてNISAは20年、一般NISAは5年と非課税保有期間が定められています。
一般NISAは非課税保有期間が過ぎるとロールオーバーの手続きが必要です。

	新NISA		現行NISA	
	つみたて投資枠	成長投資枠	つみたてNISA	一般NISA
非課税保有期間	無期限化		20年間	5年間

非課税保有期間が無期限になることで、ロールオーバーの手続きが不要になります。また、資金が必要な時には必要な分を非課税で売却し、残りは無期限で運用を続けられ、本当の意味で長期資産形成に適した制度だと言えます。

POINT 04 生涯非課税限度額が新たに設定

新NISA
1人あたり1,800万円の「非課税保有限度額」が設定され、生涯利用できるようになります。
また、この「非課税保有限度額」は簿価（＝取得価格）で管理し、途中で売却した分の非課税枠は翌年再利用ができるようになります。

現行NISA
つみたてNISAは800万円（40万円×20年）、一般NISAは600万円（120万円×5年）の最大投資枠が決まっています。

	新NISA		現行NISA	
	つみたて投資枠	成長投資枠	つみたてNISA	一般NISA
非課税保有限度額	1,800万円 簿価残高方式で管理 （枠の再利用が可能）		最大800万円	最大600万円
	—	1,200万円（内数）		

1,800万円（年間上限360万円）まではなら、何年かけても（かかっても）大丈夫！
途中で売却した分の枠は翌年復活するので、使った分また投資ができ、資産運用を続けることが可能です。

参照（セゾン投信）

12月１日施行 アルコール検知器の使用が義務化されます！

令和５年12月１日から安全運転管理者等による運転者に対する運転前後のアルコール検知器を使用した酒気帯びの有無の確認が義務化されます。
（道路交通法施行規則第９条の10）

これまでは（令和４年４月１日施行）
✓ 酒気帯びの有無について運転前後の状態を目視等で確認すること
✓ 酒気帯びの確認内容を記録し、記録を１年間保存すること

令和５年12月１日施行

✓ 運転前後の状態を目視等で確認するほか、酒気帯びの確認をアルコール検知器を用いて行うこと
✓ アルコール検知器を常時有効に保持すること

「アルコール検知器」とは、呼気中のアルコールを検知して、その有無又は濃度を警告音、警告灯、数値等により示す機能を有する機器をいいます。
国家公安員会告示第63号（令和３年11月10日）

※ **安全運転管理者の不在時など安全運転管理者による確認が困難である場合**
安全運転管理者が、副安全運転管理者又は安全運転管理者の業務を補助する者に、酒気帯び確認を行わせることは差し支えありません。

蒲田塗装工業組合　東京建具協同組合 佐藤 秀明　昭南建設組合 斉藤 建一　大田区塗装業組合 田口 亨二　狛江建設組合 絹山 晃広　東京瓦事業協同組合 神谷 正博（監事）　八王子南多摩建築組合 池田 壯　北多摩建築組合 宮川 忠雄　江戸川土建組合 石田 照男　月島建設業組合 三上 義信　一般社団法人 早稲田建設業組合 加藤 良一　北区表具経師組合 金子 和幸　建設職能文京支部 小澤 芳明　本郷建築組合 百瀬 喬　東京都塗装工業組合 平野 孝夫　東京都瓦工事職能組合 藤井 禎夫　城東建築組合 斉藤 義明　江東建業組合 渡邊 正利　江東建築業組合 中原 松雄　麻布建設組合 河野 賢雄（理事）　六本木建築組合 三保谷昌弘

国保だより

国保組合事務局
TEL 03-3260-6441
FAX 03-3260-7534
建設職能国保

各支部組合との情報交換の場として支部懇談会を随時実施しています

令和５年８月に開催された支部懇談会の様子

コロナ禍により実施していなかった支部懇談会ですが、令和５年８月にアルカディア市ヶ谷にて行いました。

当日は、多数の支部組合職員の皆さまに会場及びオンラインでご参加いただきました。

懇談会では様々なご意見を伺うことができ、また各支部との情報交換の場として有意義な時間を過ごすことができたこと、事務局としてお礼申し上げます。

今後もこのような会を実施していく予定でおり、次回は令和６年２月頃に実施予定です。

《加入者数》

組合員	2,067人
家　族	2,142人
後期高齢者組合員	132人
計	4,341人

（2023年12月末現在）

１月下旬から年間医療費のお知らせ（医療費通知）をご自宅にお送りします

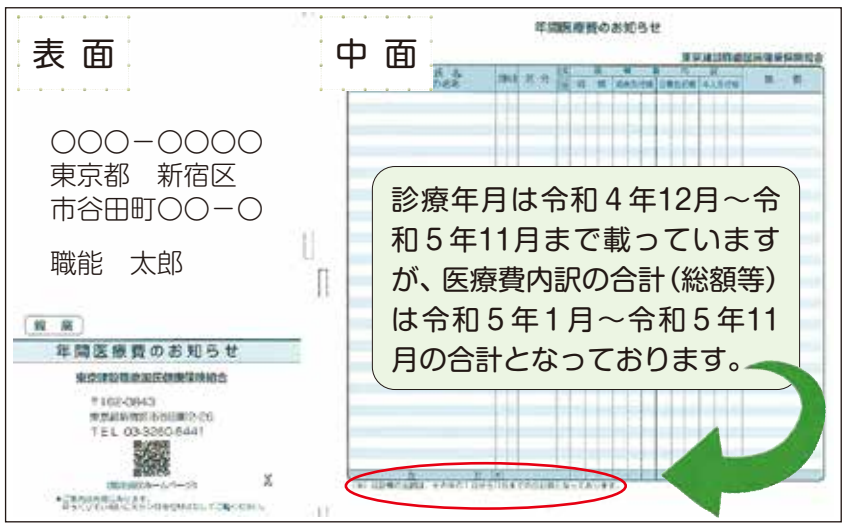

◆年間医療費のお知らせには、以下の７項目を記載しています

① 受診者氏名
② 医療機関等の名称
③ 診療年月
（令和４年12月～令和５年11月診療分）
④ 受診区分（外来・歯科など）
⑤ 日数または回数
⑥ 医療費内訳
（合計額は令和５年１月から令和５年11月の合計）
⑦ 医療費控除の申告手続きと医療費のお知らせの見方の説明文

マイナポータルに登録すると、令和３年９月診療分以降の医療費通知情報がマイナポータルでも確認できます。医療費控除の申請にも利用できますので、詳しくはマイナポータルのサイトをご覧ください。

確定申告の際に医療費控除を受ける場合、年間医療費のお知らせを添付することで「医療費控除の明細書」の記載の一部を省略することができます。
なお、明細書の省略をする場合には、必ず下記の注意事項をご確認ください。

（注意事項）

- 年間医療費のお知らせに記載されていないものがある場合（※）には別途領収証に基づいて「医療費の明細書」を作成しその明細書を申告書に添付していただく必要があります。（この場合、**医療費の領収書を確定申告の期限から５年間保管する必要があります。**）
- 本人負担額の欄には、自己負担相当額が記載されていますが、本人負担額と実際にご自身が負担された金額が異なる場合は、ご自身で金額を訂正して申告していただく必要があります。
- 年間医療費のお知らせを紛失しても再発行はできませんのでご注意ください。

（※）■ 令和５年12月診療分（全て）　■ 医療機関名が空欄
■ 区分が柔整　■ 医療機関等の請求が遅れている場合

年間医療費のお知らせについてのお問い合わせは**建設職能国保**（☎:03-3260-6441）までお願いします。
なお、傷病名・薬剤等の診療内容についてはお答えできませんので、あらかじめご了承ください。

国民健康保険被保険者証が更新されます

現在皆さまのお手元にある有効期限が令和６年３月31日までの国民健康保険被保険者証（以下「被保険者証」）は、
令和６年４月１日から新しい有効期限の被保険者証に切り替えとなります。

■資格がなくなったとき

当組合の資格を喪失した場合は、被保険者証は使用できません。
速やかに、必ず所属の支部へご返却ください。

■古い被保険者証はご自身で裁断し、破棄してください

これまでは有効期限の切れた被保険者証はご返却いただいておりましたが、被保険者証の更新で有効期限の切れた被保険者証はご返却いただく必要はありません。個人情報が記載されているため、ご自身で裁断し、確実に破棄してください。

■次の場合は手続きが必要です

同一世帯の家族が大学や専門学校等に進学するため親元を離れて一人暮らしや寮で生活する場合、特定の施設等に入所した場合は別途申請が必要です。詳細についてはお問い合わせください。

健康な家庭123世帯を表彰しました

健康家庭表彰
令和４年度の１年間、保険証を一度も使わなかった123世帯を対象に、クオカード１万円分を贈呈しました

健康家庭特別表彰
連続して10年間、保険証を一度も使わなかった２世帯を特別表彰しました

マイナンバーカードと健康保険証の一体化について

政府は令和６年の秋に、現在の被保険者証を廃止しマイナンバーと一体化したマイナ保険証に切り替えると発表しました。それに伴い、令和６年４月発行の被保険者証は有効期限等が従来とは異なる可能性があります。詳細は決まり次第、別途皆さまにご案内いたしますので、ご理解の程よろしくお願いいたします。

謹賀新年

首都圏建築組合　黒川　修（理事）

世田谷中小建設業協会　持丸　純也

東京都畳工業協同組合　福田　友郎

京浜工業塗装協同組合　黒坂美喜雄

練馬建設事業組合　黒田　國男

一般社団法人西部建設厚生協会　植島　清春

城南建設組合　宮澤　正倫

東調布建設組合　宮崎　肇

小岩建築協同組合　川上　行男

東京造園業組合　榎本　好男

一般社団法人代々木建設組合　名越　実